研修プログラム検討班設置要領

(目 的)

第1条 地域保健臨床研修プログラムの検討・作成を行なうため、研修プログラム検討班 を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 研修プログラム検討班の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1)地域保健臨床研修プログラムの検討・作成に関すること。
- (2) その他、地域保健臨床研修プログラムに係る事項に関すること。

(組 織)

- 第3条 研修プログラム検討班は、班長、副班長及び班員をもって組織する。
- 2 班長は保健所長の職にある者を、副班長は保健所次長の職にある者の中から班長が指名した者をもって充てる。
- 3 班員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 本班の上部組織として、千葉市地域保健臨床研修運営委員会を置く。

(会議)

- 第4条 研修プログラム検討班の会議は、班長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、毎年度末及び班長が必要と認めた場合に開催する。
- 3 班長が必要と認めた時は、研修を実施する保健福祉センター医師の出席を求め、意見 を聞くことができる。
- 4 会議を招集する暇がない時は、稟議をもって会議に代えることができる。

(庶務)

第5条 研修プログラム検討班の庶務は、保健所総務課総務班において処理する。

(補 則)

第6条 この要領に定めるもののほか、研修プログラム検討班の運営に関し必要な事項は、 班長が別に定める。

附 則

- この要領は、平成17年5月9日から施行する。
- この要領は、平成19年4月20日から施行する。
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

保健所次長 保健所医師